

リサイクルガイドラインに関するフォローアップについて

平成 22 年 3 月 16 日
社団法人リース事業協会

1. リサイクルガイドライン

リサイクルガイドラインは、事業者の 3 R の自主的な取組みを促進することを目的として策定されたものである。

リサイクルガイドラインの内容については、策定業種（18 業種）が原則毎年フォローアップを行い、産業構造審議会に報告を行っている（リース業は平成 11 年追加、平成 18 年最終改訂）。

＜策定業種＞

1. 鉄鋼業	7. 電気事業	13. リース業
2. 紙・パルプ製造業	8. 自動車製造業	14. セメント製造業
3. 化学工業	9. 自動車部品製造業	15. ゴム製品製造業
4. 板ガラス製造業	10. 電子・電気機器製造業	16. 石炭鉱業
5. 繊維工業	11. 石油精製業	17. ガス業
6. 非鉄金属製造業	12. 流通業	18. 工場生産住宅製造業

2. フォローアップ要請

経済産業省からフォローアップの依頼があり、以下により報告した（2 月 26 日）。

リサイクルガイドライン（平成 18 年改訂）	フォローアップ
リース業では、多種多様な製品を取り扱う特性を活かし、適正な廃棄物処理及び効率的なリサイクルをより一層推進するため、以下の施策等を講じる。	平成 21 年度（平成 21 年 4 月 1 日～平成 22 年 3 月 31 日）における実施状況は以下のとおり。
1. 会員企業におけるリース終了物件処理実態を継続して把握し、その問題点等を（社）リース事業協会に既設している環境・省資源委員会において検討する。	再リース等実態調査を実施（平成 21 年 6 月～7 月）し、リース終了物件処理の実態等を把握し、その問題点等を環境・省資源委員会において検討した。
2. リースアップパソコン等のメーカーリサイクルシステムに対して、引き続き協力するとともに、関係業界団体等と連携して問題点の解決を目指す。	上記調査において、メーカーリサイクルシステムの利用実態等を継続的に調査している。今後、問題点の整理を行う。
3. 環境リサイクルの知識向上、適正処理推進等を目的として会員企業を対象とした研修事業を実施する。	環境リサイクルの知識向上、適正処理推進等を目的として会員企業を対象とした研修事業を実施した（平成 21 年 12 月実施・受講者数 80 名）。 また、会員企業における適正処理推進等を目的として作成している「リース終了処理の Q&A」について、3 R 関連法令の改正等を踏まえて改訂した。
4. リース利用者に対して、環境法制、リース終了物件の適正処分に関する啓発活動を行う。	リース利用者に対して、環境法制、リース終了物件の適正処分に関する啓発活動を行うためユーザー向けパンフレット「リースアップの Q&A」を作成・配布しているが、21 年 7 月に同パンフレットの改訂を行った（配布数累計 130 万部）。

以上